

行政書士登録・入会について

1.行政書士登録申請に必要となる書類

- (1) 行政書士登録申請書 正副2通 (別添様式)
- (2) 履歴書 正副2通 (別添様式)
- (3) 誓約書 (別添様式)
- (4) 県会誓約書 (別添様式)
- (5) 県会入会届 (別添様式)
- (6) 資格を証する書面
- (7) 住民票の写し
- (8) 登記されていないことの証明書
- (9) 身分証明書
- (10) 事務所の所在確認のための書面
- (11) 顔写真
- (12) その他申請内容により別途必要な書類

※申請書類は、楷書体で正確に記入して下さい。

申請書類の記載事項を訂正する場合は、当該申請書類の欄外の余白部分に“何字訂正”又は“何字削除・何字加入”と記載のうえ押印して下さい。

訂正時に押印する場合は、申請書等に押印する印鑑で統一して下さい。

各書類の日付については、事務局提出の際に記入して下さい。

2.留意事項

(1) 行政書士登録申請書(正副2通)

- ・「氏名」の記載は戸籍に記載のとおり正確に記入して下さい。
- ・「本籍」は住民票の本籍地記載のとおり略記せず県名から正しく記入して下さい。
- ・「住所」は住民票の記載のとおり略記せず県名から正しく記入して下さい。
- ・「事務所の名称」
個人開業の場合は、個人の事務所名称を記入して下さい。
社員行政書士の場合は、社員となっている行政書士法人の事務所名称を記入して下さい。
使用人である行政書士の場合は、主に勤務する行政書士または行政書士法人の事務所名称を記入して下さい。
※“事務所の名称に関する指針”の文書を添付しております。事務所名称について記入の際にご確認下さい。
- ・「事務所の所在地」は大字、町、番地まで記し、ビル等の中に事務所を設置するときは、〇〇ビル何階等と詳細に記入して下さい。
住民票表示と異なる場合は、郵便物の届きやすい方を記入して下さい。
(住民票と表記が異なる場合は、住居表示証明書を添付できれば添付を

お願いします。)

類似資格を保有し開業している場合は、その事務所所在地と行政書士事務所所在地が同一である必要があります。

・「主たる事務所の所在地」

申請者が社員行政書士または使用人である行政書士の場合、主として勤務する事務所が行政書士法人の従たる事務所である場合に記入して下さい。

・「資格」

行政書士試験合格者:行政書士試験合格欄に受験地都道府県名、合格年度番号を記入して下さい。

試験合格者以外:その他の資格欄に該当する各号を記入して下さい。

| | | |
|--------------|----------|-------|
| 弁護士の資格を有する者 | 行政書士法第2条 | 第二号該当 |
| 弁理士の | 〃 | 〃 |
| 公認会計士の | 〃 | 〃 |
| 税理士の | 〃 | 〃 |
| 行政事務担当経歴のある者 | 〃 | 〃 |
| | | 第三号該当 |
| | | 第四号該当 |
| | | 第五号該当 |
| | | 第六号該当 |

・「行政書士以外の類似資格」

欄内の資格を有しその業を開業している場合、該当する番号に○を付し、その他の業(測量士補・会計士補)を開業しているときは、その名称を記載すること。

・欄外の貼付用収入印紙(3万円)1枚は持参下さい。

(2) 履歴書(正副2通)

・※印の欄は該当するところを○でかこむ。

・顔写真は撮影後3ヶ月以内で所定の大きさのものを貼付して下さい。

・「現住所」は県名から略記せず記入して下さい。

・「最終学歴」は最終の卒業校名と同所在地の市区町村名まで記入して下さい。中途退学者、専修学校卒業者の場合は、その旨を学歴欄に併記する。

・「職歴」の記載は学校卒業後から現在まで中断期間の無いよう記入して下さい。無職の期間も漏れの無いよう記入して下さい。

下段の“主な職務内容”は担当した業務部署を記入し、無職・休職等の場合も記載して下さい。最終行には「現在に至る」と記入下さい。

※現在会社等に勤務中の申請者で、行政書士登録後退職予定である場合は、その旨を記載して下さい。

・「取得資格」は、該当する他士業資格に○、その登録年月を記入して下さい。

※資格登録をしていない試験合格のみのものは記入不要です。

・「行政書士事務所」の“形態”“使用権”は該当のものを○で囲む。

共同事務所…行政書士が複数で、同一室内に事務所を設置する場合

合同事務所…行政書士が他士業者と、同一室内に事務所を設置する場合

・最後の欄には提出日を記入し、自筆署名のうえ、申請書と同一の印を押すこと。

(3) 誓約書

- ・「住所」「事務所予定地」は行政書士登録申請書と同様に、略記せず県名から記入して下さい。
- ・申請書類に重大な偽りの記載があった場合は、登録の拒否・取消がなされることがあります。

(4) 県会誓約書

- ・「住所」は行政書士登録申請書と同様に略記せず県名から記入して下さい。

(5) 県会入会書

- ・「登録月日」「登録番号」は記入不用です。
- ・「住所」「事務所所在地」は行政書士登録申請書と同様に略記せず県名から記入して下さい。

(6) 資格を証する書面

行政書士試験合格者(1号該当者)の場合

行政書士試験合格証(原本提示)

他士業資格者(2～5号該当者)の場合

各登録機関発行の証明書(原本提出)

(提出日前3ヶ月以内に交付を受けたもの)

行政事務担当経歴者(6号該当者)の場合

公務員職歴証明書提出(別添様式)

①採用時から退職時までの職務内容・役職・身分階級が判断できるよう記載して下さい。

「身分階級等」は“事務吏員”“技術吏員”(地方公務員の場合)や“事務官”“技官”(国家公務員の場合)等を必ず明記して下さい。

「役職名」は主事・係長・課長等の組織上の職名を記載して下さい。

②証明書に退職年月日を明記して下さい。明記されていない場合はその旨が確認できる「退職辞令」の原本提示が必要です。

③証明権限を有する者の証明印を押印したものを提出して下さい。記入が複数枚に亘る場合は証明権者の割り印が必要です。

(7) 住民票の写し

本籍地記載のもので、提出の日前3ヶ月以内に交付を受けたものを提出して下さい。

(8) 登記されていないことの証明書

成年被後見人、被保佐人として登記されていないことの証明書です。

法務局で取得できます。

登録申請書と同一の氏名・生年月日を記載し、住所欄は住民票記載どおり、本籍は住民票本籍地記載どおりにそれぞれ正しく記載して下さい。

提出の日前3ヶ月以内に交付を受けたものを提出して下さい。

(9) 身分証明書

本籍地の市区町村が発行する身分証明書です。

証明事項

- ①禁治産者または準禁治産者に該当しないこと
 - ②破産者で復権を得ないものに該当しないこと
- 提出の日前3ヶ月以内に交付を受けたものを提出して下さい。

(10)-④ 事務所の所在確認のための書面

- ①事務所とする建物が自己及び親族の所有である場合

自己所有の場合:建物登記簿謄本または家屋課税台帳登録事項証明書
(建物所有者の住所、氏名の記載のあるもの)

親族所有の場合:

ア)建物登記簿謄本または家屋課税台帳登録事項証明書
(建物所有者の住所、氏名の記載のあるもの)

イ)建物所有者から申請者に対しての「使用承諾書」

- ②事務所とする建物が他人の所有である場合

建物所有者と賃貸借、使用貸借契約をする場合:

ア)建物登記簿謄本または家屋課税台帳登録事項証明書
(建物所有者の住所、氏名の記載のあるもの)

イ)建物所有者と使用者の間で取り交わされた「賃借契約書」

賃貸借人から転貸借する場合:

ア)建物登記簿謄本または家屋課税台帳登録事項証明書
(建物所有者の住所、氏名の記載のあるもの)

イ)建物所有者と使用者の間で取り交わされた「賃借契約書」

ウ)賃貸借人と転貸借人の間で取り交わされた「転貸借契約書」

または「使用契約書」

エ)賃貸借人が申請者に転貸しすることについての「使用承諾書」

※賃借契約に基づき他の行政書士・その他士業者と同一室内に事務所を設ける場合は、上記ア)~エ)の内必要なもののほか、「共同・合同事務所届出書」

※建物が新築後で、登記未済・市町村の家屋課税台帳にも登録されていない場合には「建築確認通知書」または「建築検査済みの写し」を、建物登記簿謄本に代えて提出して下さい。

(10)-⑤ 事務所の所在確認のための書面

- ①事務所位置図(A4版)

目安となる最寄の駅・停留所等から事務所予定地までの略図

- ②事務所平面図(A4版)

建物間取り図

※法人等の建物内に行政書士事務所を設置するような場合には、行政書士事務所としての独立性が確保されていないと、法の趣旨に反するので、入口・区画等が明確に区分された形態となっていることと、事務機器の配置の確認できる事務所設置見取り図

(10)-⑥ 事務所の所在確認のための書面

事務所の外観及び内部を示す写真

・法人等の建物内に行政書士事務所を設置する場合

a 建物全体の写真及び入口付近の表札掲示予定場所の写真

b 事務所内部の事務機器の配置が分かる写真

(11) 顔写真 カラーの顔写真 6枚(履歴書貼付分2枚含む)

サイズ:縦 3.0cm×横 2.5 cm

裏面に撮影年月日・氏名を記入して下さい。

(12) その他申請内容により別途必要な書類

①行政書士以外の類似資格を有し開業している場合

事務所所在地の記載があり、顔写真が貼付されている会員証・証票等(原本提示)

②行政書士または行政書士法人の使用人の場合

勤務先である行政書士または行政書士法人との雇用契約書(原本提示)

③申請時に法人等に勤務している場合

誓約書(別添様式)

3.申請書類提出時に納入して頂く手数料等

| | | | |
|-----------|-----------|---|---------------------|
| 登録手数料 | 25,000 円 | } | 合計 <u>225,900 円</u> |
| 入会金(預り金) | 200,000 円 | | |
| 事件簿代(預り金) | 400 円 | | |
| 会員証代(預り金) | 500 円 | | |

ご不明な点は、大分県行政書士会事務局までお問い合わせ下さい。

大分県行政書士会

〒870-0045

大分市城崎町1丁目2番3号

大分県住宅供給公社ビル3F

TEL:097-537-7089

FAX:097-535-0622

Mail: info@ync-oita.jp